

利用者のために

1 調査の目的

6次産業化総合調査（以下「本調査」という。）は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

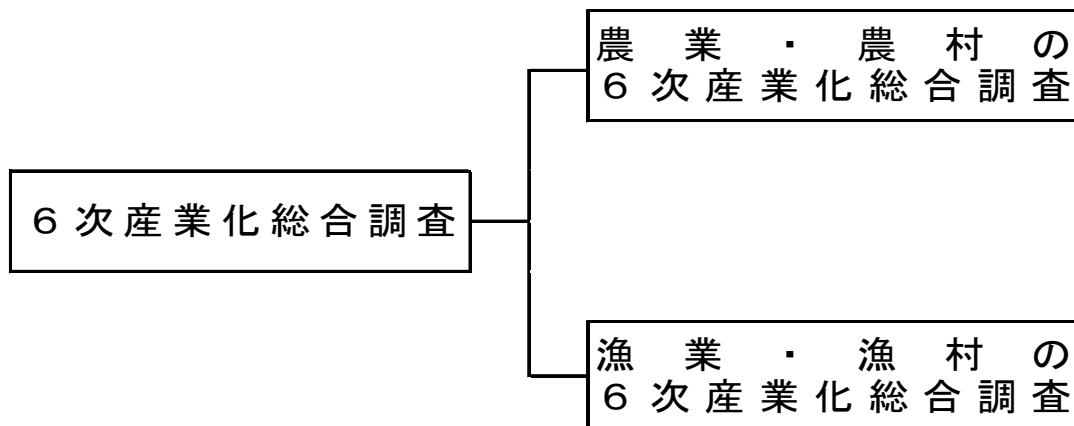
2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機構

農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査（以下「6次産業化総合調査（農業）」という。）

- ア 農産加工（農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産加工場）
- イ 農産物直売所（農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所）
- ウ 観光農園（農業経営体が運営する観光農園）
- エ 農家民宿（農業経営体が運営する農家民宿）
- オ 農家レストラン（農業経営体及び農業協同組合等が運営する農家レストラン）

なお、平成25年度（平成24年度結果）から農業協同組合等が運営する農家レストランを調査の対象とした。

(2) 漁業・漁村の6次産業化総合調査（以下「6次産業化総合調査（漁業）」という。）

- ア 水産加工（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産加工場）
- イ 水産物直売所（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産物直売所）
- ウ 漁家民宿（海面漁業経営体が運営する漁家民宿）
- エ 漁家レストラン（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁家レストラン）

なお、平成28年度（平成27年度結果）から、漁家民宿及び漁家レストランを調査の対象とした。

6 抽出方法

(1) 6次産業化総合調査（農業）

- ア 調査対象の母集団リストは、直近の6次産業化総合調査（農業）結果を基に、地方自治体、関係団体等からの情報収集により作成した。

イ 標本の選定は、農産加工等の業態別に全国の年間販売（売上）金額を指標として目標精度を5%に設定し、販売金額規模別及び運営主体別の階層ごとに必要標本数の算出を行い、母集団の大きさに応じて都道府県別に配分の上、調査対象者を無作為に選定した（都道府県別、運営主体別及び販売金額規模別に、調査対象者数が最低5標本確保されるように補充している。なお、当該階層区分において、5標本確保できない場合は、当該階層区分の全てを調査対象者とした。）。

ただし、年間販売（売上）金額規模が一定額（農産加工は10億円、農産物直売所は5億円、観光農園、農家民宿及び農家レストランは1億円）以上の農業経営体等及び調査対象期間に新たに農産加工等の事業を開始した農業経営体等については、その全てを調査対象者とした。

調査対象者数、有効回答数等は次のとおりである。

区 分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
計	9,640事業体	6,093事業体	63.2%
農 産 加 工	3,092事業体	1,784事業体	57.7%
農 産 物 直 売 所	3,255事業体	2,244事業体	68.9%
観 光 農 園	1,525事業体	920事業体	60.3%
農 家 民 宿	546事業体	303事業体	55.5%
農家レストラン	1,222事業体	842事業体	68.9%

注： 有効回答数とは、集計に用いた調査対象者の数であり、調査により休業・廃業が明らかとなったもの、調査票を回収できなかったもののほか、回収したものの無効回答となったものを除いた数である（以下同じ。）。

(2) 6次産業化総合調査（漁業）

ア 調査対象の母集団リストは、直近の6次産業化総合調査（漁業）結果を基に、地方自治体、関係団体等からの情報収集により作成した。

イ 標本の選定は、水産加工等の業態別に全国の年間販売（売上）金額を指標として目標精度を5%に設定し、販売金額規模別及び運営主体別の階層ごとに必要標本数の算出を行い、母集団の大きさに応じて都道府県別に配分の上、調査対象者を無作為に選定した（都道府県別、運営主体別及び販売金額規模別に、調査対象者数が最低5標本確保されるように補充している。なお、当該階層区分において、5標本確保できない場合は、当該階層区分の全てを調査対象者とした。）。

ただし、年間販売（売上）金額規模が一定額（水産加工は10億円、水産物直売所は5億円、漁家民宿及び漁家レストランは1億円）以上の漁業経営体等及び調査対象期間に新たに水産加工等の事業を開始した漁業経営体等については、その全てを調査対象者とした。

調査対象者数、有効回答数等は次のとおりである。

区 分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
計	2,038事業体	1,327事業体	65.1%
水 産 加 工	679事業体	426事業体	62.7%
水 産 物 直 売 所	610事業体	423事業体	69.3%
漁 家 民 宿	326事業体	191事業体	58.6%
漁家レストラン	423事業体	287事業体	67.8%

7 調査事項

主な調査事項は、次に掲げるとおりとした。

(1) 6次産業化総合調査（農業）

ア 農産加工

- (ア) 農産加工の運営形態
- (イ) 年間稼働日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 農産加工品の販売金額
- (エ) 生産した加工品名、販売金額割合
- (オ) 農産加工品の販売状況
販売先別販売金額割合
- (カ) 加工原料の仕入状況
品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合
- (キ) 他産業との連携状況
- (ク) 農産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
- (ケ) 経営方針の決定に参画している男女別従事者数

イ 農産物直売所

- (ア) 農産物直売所の運営形態
- (イ) 年間営業日数及び営業期間
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 農産物直売所の販売金額
- (エ) 農産物の販売状況
品目別販売金額割合及び品目別産地別販売金額割合
- (オ) 農産物、農産加工品等の販売先別販売金額割合
- (カ) 施設形態及び売場面積
- (キ) 年間購入者数
- (ク) 出荷者の範囲、出荷者数
- (ケ) 販売手数料の有無及び手数料率
- (コ) 他産業との連携状況
- (サ) 農産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

ウ 観光農園

- (ア) 観光農園の運営形態
- (イ) 年間営業日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 観光農園の売上金額
- (エ) 取扱品目
- (オ) 年間利用者数
- (カ) 他産業との連携状況
- (キ) 観光農園における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

エ 農家民宿

- (ア) 農家民宿の運営形態
- (イ) 年間営業日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 農家民宿の売上金額
- (エ) 年間宿泊者数
訪日外国人宿泊者数及び国（地域）別の外国人宿泊者数割合
- (オ) 他産業との連携状況
- (カ) 農家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

オ 農家レストラン

- (ア) 農家レストランの運営形態
- (イ) 年間営業日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 農家レストランの売上金額
- (エ) 年間利用者数
- (オ) 他産業との連携状況
- (カ) 農家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

(2) 6次産業化総合調査（漁業）

ア 水産加工

- (ア) 水産加工の運営形態
- (イ) 年間稼働日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 水産加工品の販売金額
- (エ) 生産した加工品名及び販売金額割合、販売先別販売金額割合
- (オ) 加工原料の仕入状況
品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合
- (カ) 他産業との連携状況
- (キ) 水産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

イ 水産物直売所

- (ア) 水産物直売所の運営形態
- (イ) 年間営業日数及び営業期間
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 水産物直売所の販売金額、販売先別販売金額割合
- (エ) 品目別販売金額割合、品目別産地別販売金額割合
- (オ) 施設形態及び売場面積
- (カ) 年間購入者数
- (キ) 他産業との連携状況
- (ク) 水産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

ウ 漁家民宿

- (ア) 漁家民宿の運営形態
- (イ) 年間営業日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 漁家民宿の売上金額
- (エ) 年間宿泊者数
訪日外国人宿泊者数及び国（地域）別の外国人宿泊者数割合
- (オ) 他産業との連携状況
- (カ) 漁家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

エ 漁家レストラン

- (ア) 漁家レストランの運営形態
- (イ) 年間営業日数
期間内の休業・廃業の発生時期
- (ウ) 漁家レストランの売上金額
- (エ) 年間利用者数
- (オ) 他産業との連携状況
- (カ) 漁家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

8 調査の時期

(1) 調査対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間とした。
ただし、上記期間での回答が困難な場合は、回答可能な直近の1年間とした。

(2) 調査の時期

調査票の配布：令和7年9月上旬
調査票の回収：令和7年10月上旬

9 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法又は必要に応じて調査員調査により実施した。

10 集計・推計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

都道府県別に農業生産関連事業又は漁業生産関連事業に係る年間販売（売上）金額の推定値を次式により算出した。

なお、全国計、全国農業地域別及び地方農政局別の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出した。

<推定値の計算式>

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

T : x の総計の推定値

i : 運営主体別販売金額規模別階層を表す添字

j : 標本経営体等を表す添字

L : 運営主体別販売金額規模別階層の数

N_i : i 階層の母集団の大きさ

n_i : i 階層の標本経営体等の数

x_{ij} : i 階層の標本経営体等のうち、 j 番目の標本経営体等の x の調査値

ア 推定値の計算式に用いる母集団の大きさについて

推定値の計算式に用いる各階層の母集団の大きさについては、経営体等の数の変化を適切に反映させるため、農業経営体、農業協同組合、漁業経営体、漁業協同組合等の全数階層、標本階層ともに直近の調査結果及び市区町村、農業協同組合、漁業協同組合等からの情報収集により作成した名簿の経営体等の数を用いた。

ただし、農産加工及び農産物直売所における小規模階層の農業経営体については、当該名簿の経営体数に農業構造動態調査の結果（継続事業体における生産関連事業の実施の有無）を用いて算出した増減率を乗じた経営体数とした。

イ 有効回答数が少ない場合の推定方法について

都道府県別運営主体別販売金額階層別の母集団に対して調査票の有効回答数が3に満たない場合は、適切な推定が困難であることから、当該都道府県が属する全国農業地域別運営主体別販売金額階層別の平均値を当該都道府県の推定値として用いた。さらに、全国農業地域別の有効回答数が3に満たない場合は、全国の運営主体別販売金額階層別の平均値を当該都道府県の推定値として用いた。

なお、推定値に用いる平均値が存在しない場合は、直近の調査結果を用いて補完した上で推定を行った。

ウ 調査票の欠測値補完について

疑義照会の実施後においても回答が一部欠測していた場合は、前年値がある場合は前年値、前年値が無い場合は同じ運営主体及び販売金額による階層の全国農業地域別又は全国の平均値を用いるなどの補完をした上で推定を行った。

11 実績精度

全国の年間販売（売上）金額を指標とした実績精度（標準誤差率の推定値＝標準誤差の推定値÷年間販売（売上）金額の推定値×100）は、次のとおりである。

(1) 6次産業化総合調査（農業）

農産加工	農産物直売所	観光農園	農家民宿	農家レストラン
2.1%	1.5%	5.5%	5.3%	1.4%

(2) 6次産業化総合調査（漁業）

水産加工	水産物直売所	漁家民宿	漁家レストラン
5.8%	1.8%	3.8%	3.5%

12 用語の解説

- (1) 事業体
農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業所並びに漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。
なお、農業経営体又は漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでいる事業ごとにそれぞれ1事業体とした。
- (2) 年間販売（売上）金額
農業生産関連事業又は漁業生産関連事業における年間販売（売上）金額は、1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の事業による販売（売上）金額（消費税を含む。）をいう。
ただし、上記期間での回答が困難な場合は、回答可能な直近の1年間とした。
- (3) 従事者
農業生産関連事業又は漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含む。
- (4) 雇用者
農業生産関連事業又は漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいう。
- (5) 通年営業
各事業において1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいう。
なお、通年営業以外の場合を季節的営業とした。
- (6) 常設施設
農産物直売所において、直売専用を使用している常設の施設（簡易な小屋等を含む。）、農産加工場や温室など他の用途と兼用している施設、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場（量販店のインショップ）、賃貸による直売施設等をいう。
- (7) 出荷者数
農産物直売所に農産物又は農産加工品の販売を委託している農業経営体数をいい、農業協同組合等の組合員数や生産者グループ（任意組合を含む。以下同じ。）等を構成している個々の農業経営体数をいう。
なお、卸売市場等から買い取っている場合は、出荷者数には含まない。
- (8) 農業経営体
農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
(ア) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業
- | | |
|-----------|------|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350㎡ |
| ③果樹栽培面積 | 10 a |
| ④露地花き栽培面積 | 10 a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250㎡ |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150羽 |

- ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
- ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模

(ウ) 農作業の受託の事業

(9) 農業協同組合等

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）及び農業協同組合が50%以上出資する子会社をいう。

なお、これらに加えて、農産加工場にあつては、農業協同組合の加工場を使用している農業協同組合の下部組織及び生産者グループを含み、農産物直売所にあつては、生産者グループ及び農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。）、第3セクター及び農業協同組合の下部組織及び民間企業を含む。

(10) 会社等

農業を営んでいる会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。ただし、農家（法人）を除き、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に規定する特例有限会社を含むほか、農業を営んでいる任意団体を含む。

(11) 農業生産関連事業

農業経営体及び農業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物を用いて営む次の5事業をいう。

ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。

農産加工

農業経営体又は農業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。

農産物直売所

農業経営体又は農業協同組合等が、自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物又は農産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した場所又は施設及び農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するために開設した場所又は施設をいう。

なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。

観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等の農作業の一部を体験させ、又はほ場を鑑賞させて料金を得る事業をいう。

農家民宿

農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。

農家レストラン

農業経営体又は農業協同組合等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。

(12) 海面漁業経営体	<p>利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者をいう。</p>
(13) 漁業協同組合等	<p>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（漁業協同組合連合会を含む。以下同じ。ただし、沿海地区に所在するものに限る。）、漁業協同組合が50%以上出資する子会社、漁業協同組合の下部組織及び沿海地区に所在する漁業者が組織する団体をいう。</p> <p>なお、漁業協同組合については、海面漁業経営体に該当する場合であっても漁業協同組合等に区分した。</p>
(14) 漁業生産関連事業	<p>海面漁業経営体及び漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて営む次の4事業をいう。</p> <p>ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。</p>
水産加工	<p>漁業経営体又は漁業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。</p>
水産物直売所	<p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等の十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。</p>
漁家民宿	<p>漁業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。</p>
漁家レストラン	<p>漁業経営体又は漁業協同組合等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）の生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。</p>

<参考>

【加工品目分類一覧】

1 農産加工品

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
農産食品	粉類	米粉	畜産加工食品	肉製品	加工肉製品
		その他の粉類			鳥獣肉のかん・びん詰
	でん粉・砂糖類	でん粉・砂糖類			その他の肉製品
	カット野菜	カット野菜		酪農製品	液状のミルク・クリーム
農産加工食品	野菜加工品	野菜かん・びん詰	練乳及び濃縮乳		
		トマト加工品	粉乳		
		きのこ類加工品	はっ酵乳及び乳酸菌飲料		
		塩蔵野菜（つけ物を除く。）	バター		
		野菜つけ物	チーズ及びカード		
		野菜冷凍食品	アイスクリーム類		
		乾燥野菜	その他の酪農製品		
		その他の野菜加工品	その他の畜産加工食品		
農産加工食品	果実加工品	果実かん・びん詰	その他の食料品	調味料及びスープ	みそ
		果実飲料			しょうゆ
		ジャム、マーマレード及び果実バター			ソース
		果実つけ物			食酢
		乾燥果実			スープ
		その他の果実加工品			その他の調味料及びスープ
		茶・コーヒー			茶・コーヒー
		香辛料	香辛料	その他の食料品	その他の食料品
農産加工食品	めん・パン類	めん類	飲料	アルコールを含む飲料（医薬用を除く。）	ビール
		パン類			果実酒
	穀類加工品	穀類加工品			穀物を原料として発酵させた飲料（ビールを除く。）
	菓子類	菓子類			蒸留酒
	豆類の調製品	豆類の調製品	その他	非食用加工品	
	その他の農産加工品	こんにゃく			
		その他の農産加工食品			

2 水産加工品

中 分 類	小 分 類	中 分 類	小 分 類
生鮮冷凍水産物	生鮮冷凍水産物	塩 蔵 品	塩蔵品
かん・びん詰	かん・びん詰	く ん 製 品	くん製品
寒 天	寒天	節 製 品	節製品
油 脂	油脂	焼・味付のり	焼・味付のり
ね り 製 品	かまぼこ類	塩 辛 類	塩辛類
	魚肉ハム・ソーセージ類	水 産 物 漬 物	水産物漬物
冷 凍 食 品	冷凍食品	調 味 加 工 品	水産物つくだ煮
素 干 品	素干品		乾燥・焙焼・揚げ加工品
塩 干 品	塩干品		その他の調味加工品
煮 干 品	煮干品	その他の食用加工品	その他の食用加工品
		そ の 他	非食用加工品

13 利用上の注意

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所属都道府県名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所属都県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の結果については、所属府県が上表ア全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 各統計表の構成比は原数の値により算出している。
- (4) 公表資料にある販売（売上）金額、仕入金額といった金額に関する事項は、消費税を含んでいる。
- (5) 各統計表の事業体数及び経営体数は、1の位を四捨五入している。
(例：4経営体 → 0経営体)
- (6) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。
「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：40万円 → 0百万円）
「-」： 事実のないもの
「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「nc」： 計算不能
- (7) 秘匿方法について
統計調査結果については、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
- (8) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和6年度6次産業化総合調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

14 ホームページ掲載案内

本調査の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「6次産業化」の「6次産業化総合調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/rokujika/>

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課消費統計室 地域資源流通構造統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線3712
（直通）03-3501-2747

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記お問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページで受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>